

事 務 連 絡

令和 3 年 1 1 月 1 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道事業課 課長補佐

下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

流域管理官付 課長補佐

下水道法に基づく事業計画の公表について

国土交通省では、官民連携の一層の推進など下水道事業の持続的な発展に向け、事業内容や財政に関する情報の「見える化」を推進するために、平成 29 年度より、各下水道管理者より提供いただいた下水道法に基づく事業計画を「下水道全国データベース」(<http://g-ndb.jp/portal/>) 上で公表しています。また、各下水道管理者におかれては、各々のホームページ上等での公表を検討していただいているところです。

今般、令和 3 年 5 月 10 日に公布された下水道法の改正に伴い、「浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画降雨）」の追加など事業計画の記載事項の見直しを行いました。

つきましては、各下水道管理者において、情報の「見える化」の観点から、事業計画について各々のホームページ上等で公表していただきますよう改めてお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、周知徹底方お願いします。